

八雲町介護サービス事業(熊石デイサービスセンター)  
経営戦略

【令和5年度～令和9年度】

令和5年3月  
北海道八雲町

## 八雲町介護サービス事業経営戦略(熊石デイサービスセンター)

団 体 名 : 八雲町

事 業 名 : 介護サービス事業  
(熊石デイサービスセンター)

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 9 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業形態等

##### ①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事業開始年月日	平成9年4月1日
事業の内容	老人デイサービスセンター	指定管理者制度導入状況	導入済(平成18年9月1日～) 代行制
職員数	10人		
うち 常勤医師数	人	理学療法士又は作業療法士	人
看護職員数	2人	事務職員	人
介護職員数	6人	その他職員	2人
介護支援専門員数	人		

##### ②施設

施設数	1	定員	18人
延床面積	547.3 m <sup>2</sup>	居室床面積	— m <sup>2</sup>
サービス日数	242日	年延利用者数	2,832人

※令和3年度実績値

#### (2) 現在の経営状況

<p>熊石デイサービスセンターは平成9年度に事業が開始されたもので、平成18年9月から指定管理者制度を導入。介護サービス事業収益は、料金収入(介護報酬、自己負担金等)と一般会計からの繰入金であり、直近3か年の料金収入は減少傾向にあります。あわせて、建物の老朽化により大規模な修繕が増加しており、一般会計の繰入金額は増加傾向です。</p>
--

(3) これまでの主な経営健全化の取組

・平成18年度9月から指定管理制度を導入。(代行制)  
専門的なノウハウ及び人材を有している団体を指定管理者として指定することにより、適正かつ安定した運営ができ、施設利用者にとって、安全で快適な運営管理がなされています。

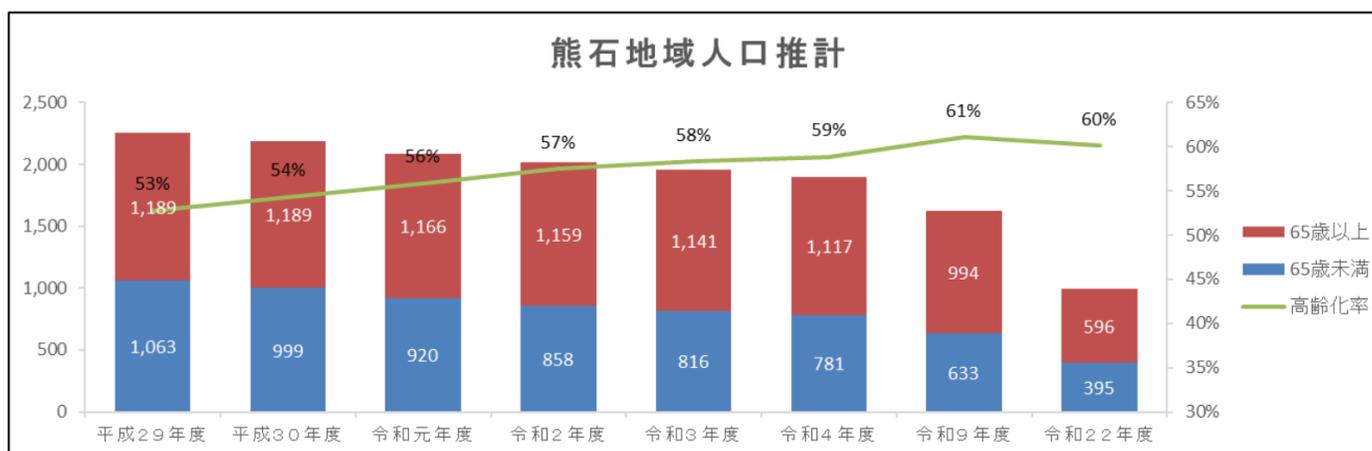
2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

平成17年に熊石町は八雲町と合併。介護サービス事業においては、旧八雲町、旧熊石町の地域を「日常生活圏域」とし、圏域ごとに施設整備等を行っています。地域包括の要となる「地域包括支援センター」もそれぞれの圏域に設置し、町内の通所介護事業の配置状況は旧町単位の各地域で確保されています。  
熊石デイサービスセンターは熊石地域唯一の地域密着型通所介護施設として、家族の介護負担軽減のための食事・入浴等の日常生活支援サービスを日帰りで提供しています。

(2) 高齢者人口等の予測

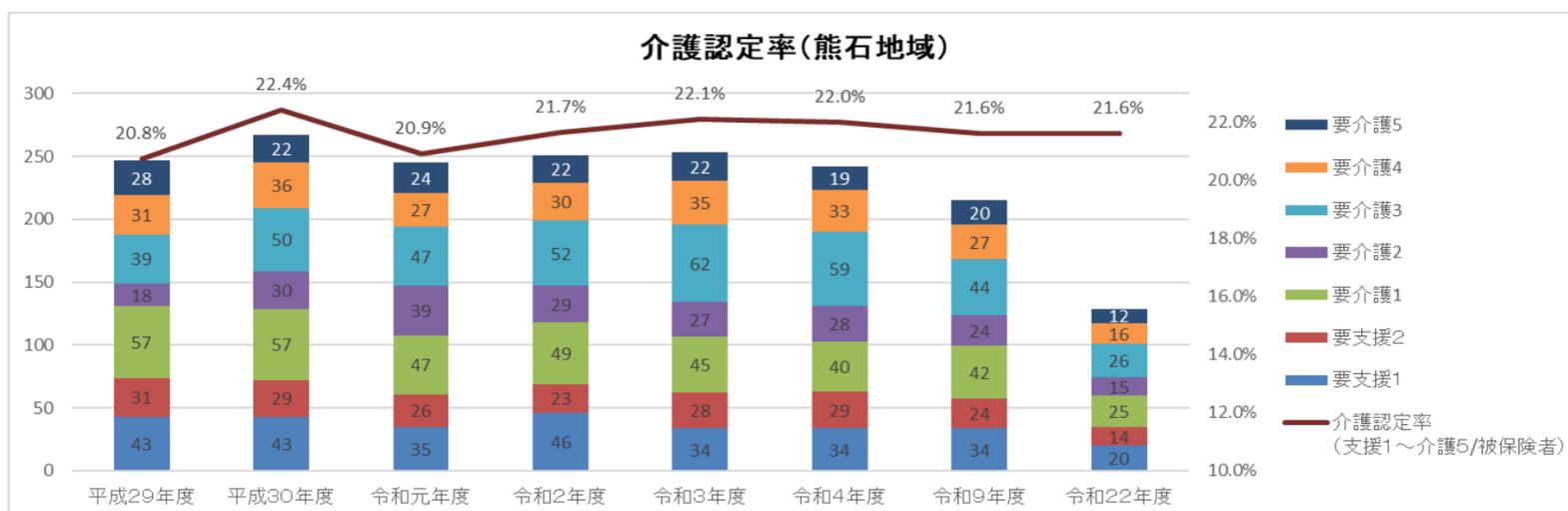
熊石地域の人口は令和4年3月末時点で1,957人、うち高齢者人口1,141人で高齢化率は58.3%と非常に高い高齢化率となっています。総人口は減少傾向にありますが、高齢者率は年々上昇傾向にあり、令和9年度までに60%を超える見込みです。それ以降も人口は減少すると予測されますが、高齢化率はほぼ横ばいで推移すると見込まれます。



※熊石地区独自推計(社人研推計を参考)

### (3) 介護需要の予測

熊石地域の要支援・要介護認定者数は多く、認定率は20%を超えています。人口減少に伴い認定者数は減少すると見込まれますが、認定率はほぼ横ばいで推移し、熊石地域は若年層の減少・高齢者独居率の増加傾向にあることから今後も介護需要は高いと予想されます。



※熊石地区独自推計

### (4) 施設の見通し

通所介護施設は八雲地域、熊石地域に各1か所ありますが、圏域が異なり、それぞれの施設までは距離があるため、現状の通所介護事業を継続する必要があります。

熊石デイサービスセンターは平成9年建設されてから24年が経過しており、建物の老朽化が進んでいます。近年、ボイラー修繕、浴室・中間入浴器装置や照明の大規模改修を行いました。今後も設備の修繕等が必要となり、期間中においては送迎車両の更新、屋根・浴室水栓等の修繕実施を予定しています。

引き続き施設全体の適正な維持管理に努め、建て替えが必要な場合は、施設の移転または複合化もあわせて検討をおこなう必要があります。

### (5) 組織の見通し

今後も指定管理制度を継続して事業を行うこととしていますが、要介護認定者の増加が見込まれるなか、町民の介護サービス需要に対応して行くことが必要となります。

指定管理者との情報共有・連携を密にし、職員募集の周知の拡大・職員研修等の充実など、人材確保や育成を行い、事業の継続に支障が無いよう検討を行う必要があります。

### 3. 経営の基本方針

引き続き指定管理制度による運営を継続し、指定管理者と連携をとりながら適切な人員配置や運営方法を追求し、更なる経営の健全化を図ります。

熊石デイサービスセンターは、熊石地域唯一の通所介護施設であり、地域で暮らす高齢者が安心して生活を送れるよう、通所介護計画・介護予防通所介護計画に基づいて必要な日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行い社会的孤立感の解消、精神的負担の軽減、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

また、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画策定に当たっての数値目標

現在平成30～令和14年地方債元利償還金が発生していますが、令和6年度には屋根の修繕等大規模修繕、福祉車両購入を予定しており、修繕に当たっては地方債発行予定の為、更に元利償還金が発生する見込みです。指定管理者制度を導入していることにより、経常費用の変動は大きくはありませんが、一般会計の繰入金増額を少しでも抑えるよう、利用者増に加え、新たな財源の検討をする必要があります。ただし利用者自己負担増等含め、慎重を要する為、今期は検討時期とし、現状維持を目標とします。

(令和3年度収益的収支比率 39.6%)。

#### ② 収支計画のうち投資についての説明

令和6年度に屋根の修繕等大規模修繕(35,750千円)、福祉車両の更新(4,780千円)を予定しています。

#### ③ 収支計画のうち財源についての説明

令和6年度の屋根の修理等大規模修繕は地方債充当を予定しています。他、収益的収支分はデイサービスセンターの収入不足分を一般会計より繰入れることとなります。

#### ④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

指定管理者制度導入により経常費用に大きな変動はなく、支出の大半は修繕費となりますので、大きな費用は発生しない見込みです。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、指定管理者、医療機関と連携し、地域全体での包括ケアシステムを構築していきます。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	計画期間中に、統合・縮小・廃止は予定されていませんが、施設の利用状況等、環境の変化により必要性が発生した場合は検討していきます。
新技術の導入に関する事項	計画期間中に、新技術の導入は予定されていませんが、施設の利用状況等、環境の変化により必要性が発生した場合は検討していきます。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	指定管理制度による運営を継続します。
その他	—

② 財源についての検討状況等

介護保険適用外の料金の見直しに関する事項	計画期間中に保険適用外の料金の見直しは予定されていませんが、施設の利用状況等の変化により必要性が発生した場合は検討していきます。
利用状況に関する事項	現在利用者数は定員である1日あたり18名には達しておらず、利用のしやすさを追求し、サービスの質向上を図り、利用者数の増加を図ります。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	介護サービスに係る経費の不足分は一般会計からの繰入金で賄っており、近年は増加傾向にあります。それを緩和する為、利用者数増による収益増に向けた取り組み強化を図ります。
資産の有効活用に関する事項	—
その他	—

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	指定管理制度による運営を継続します。
職員給与費の適正化に関する事項	職員の給与費に関しては指定管理者と情報共有含め話し合いを重ねていながら、給与の適正化に取り組めます。
組織体制の効率化に関する事項	上記同様、指定管理者との連携を取りながら、組織体制の効率向上に取り組めます。
その他	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	進捗管理や見直し等の経営戦略の事後検証、改定を行うため、毎年、投資・財政計画と実績との比較した結果を踏まえ、検証することとし、乖離があった場合には健全化に向けた見直し内容について、指定管理者に提出を求め、実績の乖離が著しい場合には、その原因を検証するだけでなく、質を高めるための必要な改定を行うとともに経営のあり方、事業手法の見直しについて検討していきます。
---------------------	---



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度				
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 3,512											
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	3,512											
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	91.6%	95.3%	94.7%	94.6%	97.2%	94.6%	94.6%	94.6%				
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	21,214	19,089	20,312	17,368	17,368	17,368	17,368	17,368				
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	23,400	21,131	18,861	16,589	14,317	12,043	9,769	7,493				

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度				
区 分												
収益的収支分	16,856	26,802	20,442	22,361	62,890	22,359	22,358	22,356				
うち基準内繰入金	16,856	26,802	20,442	22,361	62,890	22,359	22,358	22,356				
うち基準外繰入金												
資本的収支分		2,269	2,271	2,272	2,273	2,274	2,275	2,276				
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金		2,269	2,271	2,272	2,273	2,274	2,275	2,276				
合 計	16,856	29,071	22,713	24,633	65,163	24,633	24,633	24,632				